

保育の必要性の基準について

子ども・子育て支援法施行規則に定められている認定証の記載事項

条 項	事 由	保育必要量	有効期間
第1条第1号	両親共に 1月当たりの就労時間が48時間以上の労働に従事していること。 (標準時間の就労の下限は1週当たり30時間程度とする。)	・標準時間・・1月当たり平均275時間まで (1日当たり11時間までに限る) ・短時間・・1月当たり平均200時間まで (1日当たり8時間までに限る)	・3号認定・・満3歳に達する日の前日まで ・2号認定・・小学校就学の始期に達するまで
第1条第2号	妊娠中である又は出産後間がないこと。	標準時間	支給認定を行った日(出産予定日の2ヶ月前の月の初日)から、保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までと原則認定有効期間の、短い期間
第1条第3号	疾病にかかり又は障害を有していること。	事情を勘案して、短時間でも標準時間でも可能	入院、通院、自宅療養期間など、本人の申立状況の期間
第1条第4号	同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	事情を勘案して、短時間でも標準時間でも可能	入院、通院、自宅療養期間など、本人の申立状況の期間
第1条第5号	災害復旧に当たっていること。	標準時間	本人の申立状況の期間
第1条第6号	求職活動をしていること。	短時間	効力発生日(月の初日)から起算して90日を限度として市が定める期間を経過する日が属する月の末日までと原則認定有効期間の、短い期間
第1条第7号	就学していること。	事情を勘案して、短時間でも標準時間でも可能	効力発生日(月の初日)から保護者の卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日までと原則認定有効期間の、短い期間
第1条第8号	保護者による虐待(身体、性的、精神、育児放棄)のおそれがあること。 保護者が配偶者から暴力を受けている状況にあること。	標準時間	「特別な支援を要する家庭」に当てはまり、保育の実施が必要である旨の報告又は通知を受けた児童のある家庭について、関係各行政機関等の意見を聞き、特に保育が必要である期間。
第1条第9号	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	短時間	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知により、 ①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合 ②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合 等の理由によって継続入所の取り扱いとして差し支えないものとなっているが、本市では、年長クラスでなくても、児童福祉の観点から必要と認め、保護者の申立期間において継続入所を可能としている。制度上、3年の育児休業も考えられるが、新制度の認定期間をどのようにするか。 案1・・本人の申立期間を尊重し、3年間も可能とする。 案2・・本来、育児休業中に保育を必要とする事由に当てはまらないため、上記通知の趣旨により、1歳の誕生日を迎えた日の属する年度の末日までを上限とする。
第1条第10号	前各号に類するものとして市長が認める事由。	事情を勘案して、短時間でも標準時間でも可能	該当する期間として市長が定める期間

※ 教育標準時間認定(1号認定)は、幼稚園又は認定こども園を利用し、4時間の利用を標準とし、有効期間は、小学校就学の始期に達するまでとする。